

平成23年度京都市事業者省エネ診断事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、平成23年度における「京都市事業者省エネ診断事業実施要綱」（以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、特に定めのない限り要綱において使用する用語の例によるものとする。

(受診事業者の募集)

第3条 要綱第5条第2項に規定する受診事業者の募集の詳細については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 募集期間は、平成23年5月16日から平成24年2月17日までとする。
- (2) 省エネ診断事業への申込みについては、要綱第4条に規定する事業者が、省エネ診断申込書（第1号様式）を本市に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受け付けた受診事業者の申し込みに係る省エネ診断費用の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、受診事業者の募集を停止する。

(受診事業所の選定)

第4条 要綱第6条第2項に規定する受診事業所の選定方法の詳細については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受診事業所は、1つの事業者において、2箇所までとし、かつエネルギー使用量が把握できているものとする。
- (2) 本市は、省エネ診断申込書（第1号様式）の提出があった事業者から、次の基準を基に、予算の範囲内で受診事業所を決定するものとする。

ア 省エネ診断を希望する建物の建築又は大規模改修から、3年以上が経過していること。

イ 省エネ診断を希望する機器について、直接製造工程に係る機器や医療に係る機器等、高度に専門的な調査を要するものでないこと。

ウ 省エネ診断の結果に基づく措置の実現性が高いものであること。

エ その他、事業活動が大きな事業所や同業種の他事業所への波及効果が期待できる事業所等であることから、エネルギー使用量の削減に大きな効果が期待できるものであること。

オ 平成20年4月以降に、専門的なコンサルタント事業者による省エネ診断を受けていな

い事業所を優先する。

- (3) 本市は、受診事業所を選定後、当該事業者に対して、エネルギー使用状況調書（第2号様式）を本市に提出させることができる。本市からエネルギー使用状況調書（第2号様式）の提出を求められた事業者は、当該調書を作成し、本市に提出する。

（受診事業所の調査）

第5条 要綱第7条第2項に規定する診断事業所の調査方法については、次に定めるとおりとする。

- (1) 受診事業所の調査は、市長が委託するエネルギーに関する専門コンサルタント事業者（以下「診断業者」という。）が実施するものとする。
- (2) 受診事業所の調査範囲については、直接製造工程に係る機器や医療に係る機器等、高度に専門的な調査を要するものは含まない。
- (3) 診断業者は、省エネ診断申込書（第1号様式）及びエネルギー使用状況調書（第2号様式）を基に、受診事業者から受診事業所におけるエネルギーの使用に関するヒアリング、現地及び図面等の調査を実施する。
- (4) 診断業者は、省エネ診断に係る調査の後、本市に、受診事業所に係る調査結果を記入した省エネ診断結果報告書を提出するものとする。当該省エネ診断結果報告書の記載内容については、別に定める。
- (5) 本市は、診断業者と協議のうえ、エネルギーの使用の合理化に資する措置について、受診事業者に報告するものとする。

附則

この要領は、要綱の施行の日から実施し、平成23年度京都市事業者省エネ診断事業に関して適用する。